○農林水産省令第三十一号

土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）の施行に伴い、並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第二項、第八十七条の四第四項、第八十八条第十二項、第十六項、第十八項及び第十九項、第九十五条第二項並びに第九十六条の四第一項、土地改良法の一部を改正する法律附則第二条第二項並びに土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条の二の十一第一号ロの規定に基づき、並びに土地改良法を実施するため、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣　金子原二郎

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第二十二条の二**　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一・二　（略） （土地改良区への提出を要する電磁的方法） **第二十二条の三**　法第二十六条第三項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。 （電磁的記録） **第二十五条の三**　法第二十九条の二第三項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 （決算関係書類の公表の方法） **第二十五条の四**　法第二十九条の二第四項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。 一・二　（略） **第六十二条の二**　法第八十七条の三第二項の農林水産省令で定めるときは、第六条の二第一項に規定するときとする。 2　法第八十七条の三第二項の全体構成においては、第六条の二第二項に規定する事項を定めなければならない。 **第六十二条の三**　法第八十七条の三第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四条の三第一項に規定する土地改良施設とする。 2　法第八十七条の三第二項の予定管理方法等においては、第五十四条の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。 （急施の場合） **第六十七条の二**　令第五十条の二の十一第一号ロの農林水産省令で定める重要な部分は、当該農業用用排水施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。 （削る。） **第六十七条の二の二**　（略） **第六十七条の三**　法第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画には、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項第十号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止」と、同条第二項中「法第七条第三項」とあるのは「法第八十七条の四第四項において準用する法第七条第三項」と読み替えるものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第二十二条の二**　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一・二　（略） （土地改良区への提出を要する電磁的方法） **第二十二条の三**　法第二十六条第三項（法第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。 （電磁的記録） **第二十五条の三**　法第二十九条の二第三項（法第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 （決算関係書類の公表の方法） **第二十五条の四**　法第二十九条の二第四項（法第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。 一・二　（略） （新設） （新設） （急施の場合） **第六十七条の二**　（略） **第六十七条の三**　法第八十七条の四第一項の緊急耐震工事計画には、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項第十号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止」と、同条第二項中「法第七条第三項」とあるのは「法第八十七条の四第四項において準用する法第七条第三項」と読み替えるものとする。